

2022年7月19日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ
代表者名 代表取締役社長 林 知秀
(コード番号 8886 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 執行役員人事総務部長 春日 隆
電話番号 052-249-3076

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年7月19日の取締役会において、2022年8月24日開催予定の当社第40回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的に関する事項

今後の事業展開および事業の多様化に備えるため現行定款第2条(目的)について、事業目的の追加を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

変更案第15条(電子提供措置等)を新設することにより、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定となる現行定款第15条が不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	2022年7月19日
定款変更のための定時株主総会開催日(予定)	2022年8月24日

以上

別紙

定款の変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>[目的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . 土地、建物の賃貸、仲介および売買</p> <p>2 . 建築物の設計、施工および販売</p> <p>3 . ~ 22 . (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>23. (省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p> <p>[株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供]</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネット開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>[目的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . <u>国内外における土地、建物の賃貸、仲介および売買</u></p> <p>2 . <u>国内外における建築物の設計、施工および販売</u></p> <p>3 . ~ 22 . (現行どおり)</p> <p><u>23. 有料老人ホーム等の建設、所有、賃貸、運営および経営</u></p> <p><u>24. (現行どおり)</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>[<u>電子提供措置等</u>]</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 . 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
附則 (省略) (省略) (新設)	附則 (現行どおり) <u>第1条</u> (現行どおり) <u>[株主総会資料の電子提供に関する経過措置]</u> <u>第2条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>